

人事院総裁賞とは

人事院総裁賞は、多年にわたる不断の努力や国民生活の向上への顕著な功績等により公務の信頼を高めることに寄与したと認められる一般職の国家公務員又はその属する職域を顕彰するため昭和63年に人事院創立40周年を記念して創設。顕彰は毎年1回。今回で21回目を迎え、京浜河川事務所を含め、個人3名、職域2グループが受賞。

顕彰理由

沖ノ鳥島は東京から約1700km離れた我が国最南端の孤島で、約40万km²の排他的経済水域を有するなど、国土保全上極めて重要な島である。

沖ノ鳥島が水没の危機に瀕していることから、京浜河川事務所では昭和62年から島の周囲に護岸等の工事を開始し、以後、毎年現地にて海岸保全工事や調査を実施して、島が波などの浸食により水没しないよう努めている。

現地は、本土から遠く停泊施設もないことから、職員は一度出港すると工事を終えるまでの数週間から数か月の間、狭く揺れる船内で船酔いと闘いながら生活をし、日陰のない酷暑の現場で、揺れる船体でのクレーン作業など危険と隣り合わせの環境で作業を行っている。

このように「京浜河川事務所 沖ノ鳥島保全事業実施グループ」は、日本の最南端の海洋における厳しい現場条件の中で、浸食の危機にある国土を海岸保全事業により守り続け、公務の信頼の確保と向上に寄与している。

沖ノ鳥島における海岸保全事業について

沖ノ鳥島は北緯20度25分、東経136度05分に位置し、東京から約1700km、小笠原諸島父島からでも約900km離れた我が国最南端の島である。

この島は、我が国の国土面積(約38万km²)を上回る約40万km²の排他的経済水域を有する国土保全上極めて重要な島であるが、満潮時に2つの小島が海面上に残るのみとなっていた。

この2つの島が浸食により水没するおそれがあったため、昭和62年度から鉄製消波ブロックやコンクリート等により保全工事を実施した。

しかしながら、施工後約10年が経過し、厳しい自然条件のもと護岸の破損などの劣化が急速に進行していた。そこで、平成11年度から沖ノ鳥島の保全に万全を期するため、海岸法を改正し、全額国費により国土交通省(当時建設省)が直接海岸の維持管理を行うこととなった。

沖ノ鳥島の護岸コンクリートは、厳しい気象条件の影響により、多数のはく離、ひび割れなどが発生している。このような護岸の劣化を抑制し維持管理していくため、コンクリートの損傷についての詳細点検や、発生したひび割れの補修等を実施している。